

薬 第 3 5 2 0 号
令和元年 12 月 18 日

保健所設置市薬務主管課長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指定
について (通知)

このことについて、令和元年 12 月 17 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例 (平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号) 第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」(令和元年厚生労働省令第 81 号) で新たに指定された 3 指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日 (令和元年 12 月 27 日) から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先
献血・薬物対策グループ 山川
電話 (045)210-1111 内線 4972

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年12月17日（火曜日）

定期第 65 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三六〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ
〇告示	
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境農政・大気水質課)	407
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定 (健康医療・薬務課)	407
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	407
〇教育委員会告示	
口頭により開示の請求ができる保有個人情報の一部改正 (教委・総務室)	408
〇監査委員訓令	
監査事務局職員の旅費支給規程の一部を改正する規程 (監査・総務課)	408

〇公告	
大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 (3件) (産業労働・商業流通課)	408
公共測量の実施通知 (6件) (県土整備・建設業課)	409
公共測量の終了通知 (3件) (県土整備・建設業課)	410
都市計画の図書の写しの縦覧 (4件) (県土整備・都市計画課)	410
開発行為に関する工事の完了 (横須賀土木事務所)	411
〇入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・あおば支援学校)	411
落札者等の公告 (教委・財務課)	412

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第295号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 形質変更時要届出区域

綾瀬市深谷上 8 丁目6, 626番 1、6, 629番及び6, 630番の各一部 (次の図に示す部分に限る。)

2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県中央地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第296号

神奈川県薬物濫用防止条例 (平成27年神奈川県条例第10号) 第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和元年12月18日から施行する。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

(1) 化学名 メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート及びその塩類 (通称名 MP h P-2 2 0 1、MPHP-2 2 0 1)

(2) 化学名 2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類 (通称名 4-Chloro-N-butylcathinone)

(3) 化学名 3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類 (通称名 3-HO-PCE)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

神奈川県告示第297号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所において、令和元年12月17日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

この公報は再生紙を使用しています

矢倉沢仙石原

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	敷地の延長
南足柄市矢倉沢字黒白2,694番 イから	旧	4.6メートル から	5,474メートル
同 字向七曲り 2,715番2 まで		28.5メートル まで	
同	新	7.0メートル から 74.4メートル まで	同

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第12号

口頭により開示の請求ができる保有個人情報（平成2年神奈川県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、令和元年12月20日から施行する。

令和元年12月17日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

1 口頭により開示の請求ができる保有個人情報の項目の表高等学校入学者選抜の項を次のように改める。

高等学校入学者選抜（神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立横須賀南高等学校（普通科に限る。）、神奈川県立厚木清南高等学校（通信制の課程に限る。）、神奈川県立大和東高等学校及び神奈川県立大井高等学校に係るものに限る。）	面接、特色検査及び作文の点数
--	----------------

監査委員訓令

神奈川県監査委員訓令第2号

監査事務局

監査事務局職員の旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月17日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 桐 生 秀 昭
 同 松 崎 淳

監査事務局職員の旅費支給規程の一部を改正する規程

監査事務局職員の旅費支給規程（昭和47年神奈川県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「、職員の旅費に関する条例」を「、職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例」に、「職員の旅費に関する条例施行規則」を「職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に關す

る条例施行規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和元年12月17日から令和2年4月17日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和元年12月17日から令和2年4月17日までに知事に意見書を提出できます。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木2-2の2

代表取締役 深澤 祐二 ほか1者

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスカ茅ヶ崎

茅ヶ崎市元町5,783のイほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社京樽 東京都中央区日本橋人形町2-7の5 代表取締役 森下 裕一 ほか90者	株式会社京樽 東京都中央区日本橋人形町2-7の5 代表取締役 石井 憲 ほか89者

4 変更の年月日

令和元年9月26日ほか

5 届出年月日

令和元年9月27日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和元年12月17日から令和2年4月17日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和元年12月17日から令和2年4月17日までに知事に意見書を提出できます。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

湘南ステーションビル株式会社
 平塚市宝町1の1
 代表取締役 小澤 裕

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスカ平塚
 平塚市宝町1,539の7ほか

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
山和食品株式会社 埼玉県川口市元郷3-19の4 代表取締役 松本 太一 ほか 106者	山和食品株式会社 埼玉県川口市元郷3-19の4 代表取締役 中嶋 正巳 ほか 105者

- 4 変更の年月日

令和元年9月26日ほか

- 5 届出年月日

令和元年9月27日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和元年12月17日から令和2年4月17日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和元年12月17日から令和2年4月17日までに知事に意見書を提出できます。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

東日本旅客鉄道株式会社
 東京都渋谷区代々木2-2の2
 代表取締役 深澤 祐二

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスカ小田原
 小田原市栄町1-560ほか

- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社京樽 東京都中央区日本橋人形町2-7の5 代表取締役 森下 裕一 ほか 71者	株式会社京樽 東京都中央区日本橋人形町2-7の5 代表取締役 石井 憲 ほか 67者

- 4 変更の年月日

令和元年9月20日ほか

- 5 届出年月日

令和元年9月27日

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、横浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。
 令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

- 2 測量の地域

横浜市全域

- 3 測量の期間

令和元年12月15日から令和2年3月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、横浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。
 令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類

公共測量（横浜市公共基準点測量）

- 2 測量の地域

横浜市内（南区、港南区及び戸塚区）

- 3 測量の期間

令和元年12月2日から令和2年2月28日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類

公共測量（水準測量及び河川測量）

- 2 測量の地域

横浜市保土ヶ谷区及び旭区

- 3 測量の期間

令和元年9月17日から令和2年2月28日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図作成及び数地図化）

- 2 測量の地域

相模川河口（平塚市7.9km）及び西湘海岸（小田原市地先から

<p>中郡大磯町地先まで16km)</p> <p>3 測量の期間 令和元年10月12日から令和2年2月28日まで</p> <hr/> <p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p> <p>令和元年12月17日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量(2級基準点測量(5点)、3級基準点測量(16点)、4級基準点測量(64点)及び数値地形図作成(500レベル))</p> <p>2 測量の地域 国道1号(小田原市風祭地先から足柄下郡箱根町湯本地先まで)</p> <p>3 測量の期間 令和元年11月13日から令和2年2月28日まで</p> <hr/> <p>測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神奈川県西土木事務所小田原土木センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。</p> <p>令和元年12月17日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量及び用地測量)</p> <p>2 測量の地域 足柄下郡湯河原町宮上地先ほか</p> <p>3 測量の期間 令和元年11月12日から令和2年3月16日まで</p> <hr/> <p>測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県横浜川崎治水事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。</p> <p>令和元年12月17日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量(用地測量)</p> <p>2 測量の地域 横浜市保土ヶ谷区西久保町</p> <p>3 測量の期間 令和元年8月19日から同年10月4日まで</p> <hr/> <p>測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。</p> <p>令和元年12月17日</p>	<p>神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量(航空レーザ測量)</p> <p>2 測量の地域 西湘海岸(小田原市から中郡大磯町まで15km区間)</p> <p>3 測量の期間 令和元年7月1日から同年10月31日まで</p> <hr/> <p>測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局国営昭和記念公園事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。</p> <p>令和元年12月17日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 測量の種類 公共測量(基準点測量、水準測量、現地測量及び三次元点群測量)</p> <p>2 測量の地域 中郡大磯町東小磯から西小磯まで</p> <p>3 測量の期間 令和元年10月7日から同年11月12日まで</p> <hr/> <p>都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により川崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和元年12月17日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 川崎都市計画地区計画登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画</p> <p>2 縦覧場所 神奈川県土整備局都市部都市計画課</p> <hr/> <p>都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により鎌倉市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和元年12月17日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 鎌倉都市計画生産緑地地区</p> <p>2 縦覧場所 神奈川県土整備局都市部都市計画課</p> <hr/> <p>都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により鎌倉市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。</p> <p>令和元年12月17日 神奈川県知事 黒 岩 祐 治</p>
--	--

1 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画緑地第4号山ノ内宮下小路緑地

2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により座間市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称
座間都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所
神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年12月17日

神奈川県横須賀土木事務所長 峯 村 徹 哉

開発区域に含まれる地域の名称	三浦市南下浦町金田字から池1,909の1ほか1筆
開発区域の面積	302.55平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都渋谷区渋谷1-6の3 ヴィラファースト渋谷301
開発許可を受けた者の氏名	太田 テル
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和元年7月8日 神奈川県指令須土第610006号 (令和元年8月19日 神奈川県指令須土第610010号) (令和元年11月14日 神奈川県指令須土第610014号)

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和元年12月17日

神奈川県立あおば支援学校長 横 澤 孝 泰

- 1 調達内容
- (1) 購入物品の名称及び数量
学校給食用調理機器 一式
 - (2) 納入期限
令和2年3月13日
 - (3) 納入場所
神奈川県立あおば支援学校
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
 - (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入

れ・一般業務の請負等)において営業種目として「775業務用厨房機器類」に搭載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和元年12月24日(火)午後5時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号227-0041 横浜市青葉区上谷本町109番地 神奈川県立あおば支援学校事務室 眞島 左和子 電話(045)978-1161

(2) 入札説明書の交付期間

令和元年12月17日(火)から同月24日(火)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和元年12月24日(火)午後5時までに3の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の日時

この入札は、神奈川県立あおば支援学校事務室において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1) 入札期間

令和2年1月7日(火)午前8時30分から同月8日(水)午後5時まで

(2) 開札日時

令和2年1月9日(木)午前9時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和2年1月8日(水)午後5時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。
- (4) 落札者の決定方法
神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased :
A set of kitchen equipment for providing school lunch
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m. , January 8, 2020
- (3) Contact point for the notice : Sawako Majima, Kanagawa Prefectural Aoba Special Needs School, Kamiyamotocho 109, Aoba-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 227-0041 Japan, Tel (045) 978-1161

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

令和元年12月17日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日(随意契約の場合は契約日) (4)落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 (5)落札金額(随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

(1)高濃度PCB廃棄物処分委託(JESCO北海道分)一式
(2)神奈川県教育委員会教育局行政部財務課 横浜市中区日本大通33 (3)令和元年10月23日 (4)中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 北海道室蘭市仲町14番7号 (5)414,989,960円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

令和元年 12 月 17 日
記者発表資料

危険ドラッグの成分 3 物質を知事指定薬物に指定

本日、神奈川県薬物濫用防止条例(以下「条例」という。)第 10 条第 1 項の規定に基づき、県内で濫用又はそのおそれがある 3 物質を新たに知事指定薬物として指定しました。

これにより、令和元年 12 月 18 日から、これらの物質を含む製品の製造、販売、所持等が禁止となります。

県は、今後も危険ドラッグの流通状況を監視し、新たな知事指定薬物を指定していきます。

1 新たに「知事指定薬物」として指定した物質

今回、新たに指定する 3 物質は、いずれも興奮若しくは抑制又は幻覚の作用等を有しています。(構造式等は別紙参照)

	通称名	化学名
1	<small>エムピーエイチビー</small> MPHP-2201、 <small>エムピーエイチビー</small> MPHP-2201	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート及びその塩類
2	<small>クロロ エヌ ブチルカチノン</small> 4-Chloro-N-butylcathinone	2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
3	<small>エイチオー ピーシーイー</small> 3-HO-PCE	3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類

なお、疾病の診断、治療等に用いることや、国や地方公共団体等における学術研究又は試験検査の用途等の目的で知事指定薬物を所持等することは、条例第 12 条及び条例施行規則第 1 条により正当な理由として規制の対象から除外しています。

2 県民の皆さまへ

- 危険ドラッグは、使用をやめられなくなったり、死亡を含む健康被害や異常行動を起こすことが多数報告されていますので、絶対に使用したり、関わったりしないでください。
- お香、アロマ、バスソルト等と称して販売されている製品であっても、身体に有害な作用を及ぼす物質が含まれているものがあり、大変危険です。

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

課長 三浦 電話 045-210-4960
献血・薬物対策グループ 相原 電話 045-210-4964

<参考>

○神奈川県薬物濫用防止条例

事件、事故が相次ぎ、社会問題化した危険ドラッグをはじめとする薬物濫用に対し、迅速かつ独自に濫用防止を図り、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、平成27年3月20日に制定し、同年4月1日から施行された。(取締り等の規制は6月1日から施行。)

○知事指定薬物

条例により、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある薬物のうち、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがあるとして、知事が指定したもの。

指定にあたっては、あらかじめ神奈川県薬事審議会の意見を聴かなければならない。

【神奈川県薬物濫用防止条例(抜粋)】

(知事指定薬物の指定)

第10条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがある薬物を知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

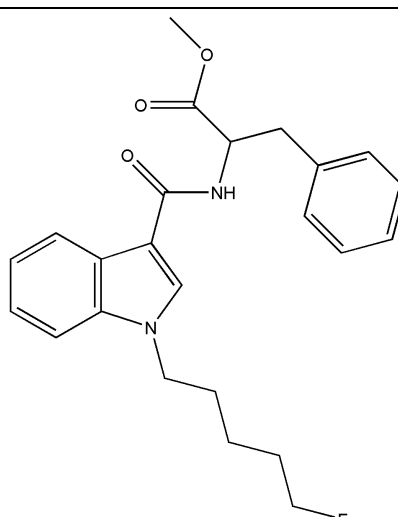
3 知事は、第1項の規定による指定をする場合には、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

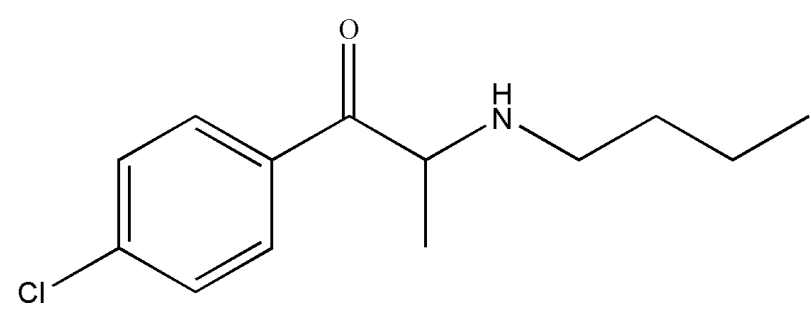
(製造等の禁止)

第12条 何人も、知事指定薬物を疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として規則で定めるもの(以下「医療等の用途」という。)以外の用途に供するために製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

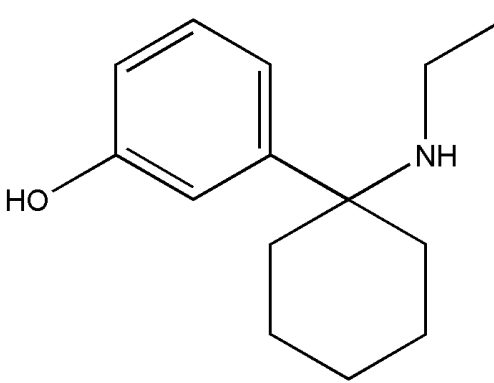
(1) M P h P - 2 2 0 1、M P H P - 2 2 0 1

構造式	 <p>The chemical structure shows a benzimidazole ring system. The nitrogen atom is substituted with a pentyl chain ending in a fluorine atom. The 2-position of the benzimidazole ring is substituted with a carbonyl group, which is further substituted with a benzyl group and a methoxycarbonyl group.</p>
流通状況	海外における流通が確認されている

(2) 4-Chloro-N-butylcathinone

構造式	 <p>The chemical structure shows a benzene ring with a chlorine atom at the para position. The ring is attached to a carbonyl group, which is further substituted with a methyl group and a butylamino group.</p>
流通状況	国内及び海外における流通が確認されている

(3) 3-HO-PCE

構造式	 <p>The chemical structure shows a benzene ring with a hydroxyl group at the meta position. The ring is attached to a carbon atom that is also bonded to a cyclohexane ring and a propylamino group.</p>
流通状況	海外における流通が確認されている